

事 務 連 絡

平成29年7月24日

(一社) 愛知県建設業協会 御中

国土交通省 中部地方整備局

建政部 建設産業課長

「社会保険加入促進宣言企業」の募集について

平素より、建設産業行政に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、7月20日の愛知県建設業社会保険加入推進地域会議につきましては、おかげをもちまして無事開催することができましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、先日の当該会議で採択されました「社会保険加入を勧めるにあたって守るべき行動基準」(以下、「行動基準」)につきましては、当日、会議の中で「社会保険加入促進宣言企業」(以下、「宣言企業」)を募らせていただいたところでございますが、本取り組みの趣旨からも、当日、都合によりご出席いただけなかった建設企業を含めて、広く募りたいと考えているところであります。

つきましては、貴団体傘下の会員企業に対しまして「社会保険加入促進宣言企業」として広くご参加を募って頂きたく、誠にお手数ではありますが、その旨周知して頂けますようお願い致します。

なお、今回応募頂きました「社会保険加入促進宣言企業」につきましては、リストアップし、8月末に中部地方整備局のホームページ上において公表する予定としております。

誠に勝手ながら、別紙に記入のうえ、直接、中部地方整備局までFAXにて8月25日(金)までに応募頂けますよう併せて周知をお願いいたします。

<問合せ先> 愛知県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局

中部地方整備局 建政部建設産業課 杉山、佐々木

TEL: 052-953-8572

FAX: 052-954-8606

平成 29 年 7 月 21 日

国土交通省中部地方整備局

建政部 建設産業課

## 社会保険加入に積極的に取り組む愛知県内の建設企業等を対象とした 「社会保険加入促進宣言企業」を募集いたします！

昨日、社会保険加入に積極的に取り組む愛知県内の建設企業等にお集まり頂き、「愛知県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催し、別添のとおり、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が採択されました。つきましては、当会議として、「社会保険加入促進宣伝企業」を募集いたしますので、積極的な応募をお待ちしております。※ 業界団体への加盟・非加盟は問いません。

本地域会議は、参加企業による「建設企業が守るべき行動基準」の申し合わせ等を通じ、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われることを推進し、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目的とするものです。

（一社）愛知県建設業協会、（一社）日本建設業連合会中部支部、建設産業専門団体中部地区連合会及び中部地方整備局による共催で、7月20日に開催し、多くの建設企業様にご参加頂き、別紙のとおり、行動基準が採択されました。

つきましては、本会議への参加・不参加を問わず、本行動基準を遵守することを宣言する「社会保険加入促進宣伝企業」を広く募集いたします。

- 1 対 象：愛知県内に拠点を置く建設企業 又は愛知県内での施工実績を有する建設企業（個人事業主を含む）
- 2 申 込：別紙「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込み下さい。
- 3 そ の 他：今後「社会保険加入促進宣言企業」としてリストアップを行い、8月末に中部地方整備局のホームページ上で公表を予定しています。
- 4 配 布 先：中部地方整備局記者クラブ

<問い合わせ先> 中部地方整備局 建政部建設産業課 建設産業課長 齋藤 学  
課長補佐 杉山 兼一  
TEL 052-953-8572

## 「愛知県建設業社会保険加入推進地域会議」について

### （名称）

本会議は、愛知県建設業社会保険加入推進地域会議（以下、「愛知県地域会議」という。）と称する。

### （目的）

これまで業界を挙げて進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険の加入の運動を定着させていくことが必要である。

社会保険の加入に積極的に取り組む企業が集まり、行動基準の申し合わせ等を行い、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目的とする。

### （構成員）

愛知県内に拠点を置く建設業者又は愛知県内での施工実績を有する建設業者を基本とし、業界団体への加盟・非加盟は問わないものとする。

### （主催者）

（一社）愛知県建設業協会、（一社）日本建設業連合会中部支部、建設産業専門団体中部地区連合会、国土交通省中部地方整備局による共催とする。

### （開催内容）

- 一 社会保険加入対策に関する先進的な取組を行っている建設企業（又は建設業団体）からの発表
- 二 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準（※）の採択  
※行動基準（案） 別紙参照

### （事務局）

愛知県地域会議の事務局を国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課に置く。

### （その他）

採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、リストアップを行い、地方整備局のホームページ等にて公表を予定。

## 「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

### 【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

### 【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、7月20日の愛知県建設業社会保険加入推進地域会議において採択された、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

<送付先>愛知県地域会議事務局(中部地方整備局 建政部 建設産業課)

**FAX: 052-953-8606**

※お問合せは、事務局(TEL: 052-953-8572)までお願いします。